

水先業務引受制限事項（大阪区）

(1) 一般的制限事項

- ① 気象・海象が操船に不適當な場合はその間の業務を引き受けない。
- ② 水路、係留施設および夜間照明装置等の異常や不備のため操船に危険があると判断される場合は、その回復または整備が完了するまでこれに制約される業務は引き受けない。
- ③ 本船の喫水に対する水深の余裕が、喫水の10%未満の場合は業務を引き受けない。
ただし、潮高を利用することができるが、最大喫水は海図記載水深までとする。

(2) 突堤間における入出港船舶の制限

- ① 第1号岸壁（W6,W8）、第2号岸壁（W14,W16）の場合
 - (ア) 引き受け最大船型は、全長153m以内、型幅22.3m程度以内
（載貨重量トン数 15,000トン程度以内）
 - (イ) 対岸バースに停泊中の船の最大船型は、全長153m以内、型幅22.3m程度以内
（載貨重量トン数 15,000トン程度以内）
- ② 第5号岸壁（W22,W24,W26）の場合
 - (ア) 引き受け最大船型は、全長137m以内、型幅19.9m程度以内
（載貨重量トン数 10,000トン程度以内）
 - (イ) 対岸バースに停泊中の船の最大船型は、全長153m以内、型幅22.3m程度以内
（載貨重量トン数 15,000トン程度以内）
- ③ 第6号岸壁（W28,W30）の場合
 - (ア) 引き受け最大船型は、全長153m以内、型幅22.3m程度以内
（載貨重量トン数 15,000トン程度以内）
 - (イ) 対岸バースに停泊中の船の最大船型は、全長137m以内、型幅19.9m程度以内
（載貨重量トン数 10,000トン程度以内）

※着棧予定の船が上記の標準船型を超える場合は、十分に余裕のある時機に水先人会事務所にご連絡ください。引き受け可否のご相談に応じます。